野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)概要

1　条例制定の目的

太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関して、事業の事前周知や事前協議、事業の着手、完了時における届出、維持管理等に係る遵守事項を義務付けることで、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ろうとするものです。

2　条例(案)の主な内容

（1）定義【第２条】

①　太陽光発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）

②　設置事業

太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）

③　発電事業

太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業

④　地域住民

事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する住民

⑤　近隣関係者

事業区域の境界から５０メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者

（2）事業者の責務【第４条】

設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めなければならないことを規定します。

（3）適用範囲【第５条】

発電出力が３０キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用することを規定します。

(4) 抑制区域【第６条】

① 災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定することを規定します。

② 抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請することを規定します。

※具体的な抑制区域については条例施行規則（案）第３条で野田市全域と規定します。

(5) 設置事業の周知等【第７条】

① 事業者は、周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならないことを規定します。

② 事業者は、事業に着手しようとする日の６０日前から設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を設置しなければならないことを規定します。

(6) 届出及び協議【第８条】

事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の６０日前までに、次に掲げる事項を記載した事前協議書を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければなりません。

① 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）

② 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

③ 事業区域の所在、地番、地目及び面積

④ 設置事業及び発電事業の内容

(7) 事業に関する遵守事項【第 11 条】

① 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければなりません。

主な遵守事項

- 関連法令等の遵守
  電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること等
- 事業の確実性
  事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があること又は所有者の同意を得ていること等
- 生活環境の維持
  太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前に地域住民等と協議し、必要な対策を講じること等
- 魅力ある景観の保全
  市街地、住宅地等の街並み等景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること等

- 災害の防止(防災安全対策)
  造成によりのり面が生じた場合、当該のり面が擁壁で覆われているか又はのり面の保護対策がされていること等

② 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、規則で定める看板を設置しなければなりません。

※具体的な遵守事項は、設置事業については条例施行規則（案）別表第２、発電事業については条例施行規則（案）別表第３（発電事業）で定めています。

(8) 報告及び立入調査【第 13 条】

市長は、事業者に対し、設置事業や発電事業に関する報告や資料の提出を求め、又は市の職員に営業所、事業所、事業区域に立ち入らせ、設置事業又は発電事業に関する事項についての調査や関係者に対して質問をさせることができることを規定します。

(9) 助言、指導及び勧告【第 14 条】

市長は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができることを規定します。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることを規定します。

① 事業者が事前協議による届出をしない、または虚偽の届出をしたとき。

② 事業者が正当な理由なく、事前協議終了の通知を受ける前に事業に着手したとき。

③ 事業者が報告や資料の提出をしない、又は虚偽の報告や資料の提出をしたとき、又は立入調査を拒み、妨げ、忌避し、質問に対して答弁をしない、又は虚偽の答弁をしたとき。

④ 助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

(10) 公表【第 15 条】

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名、住所及び勧告の内容を公表することができることを規定します。ただし、あらかじめ事業者に対して、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えます。

3　条例の施行日について

平成３１年４月１日から施行する。ただし、条例施行時、「電力会社への接続契約を申込済である」案件については、発電事業に係る遵守事項や届出について適用し、設置事業に係る遵守事項や届出については適用除外とします。